

契 約 書

介護保険法令による要介護認定区分が要介護と認定された者（以下、「利用者」という。）と指定訪問リハビリテーション事業所一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院（以下、「事業所」という）は、事業所が利用者に対して行う訪問リハビリテーション（以下、「サービス」という）について、次のとおり契約いたします。

第1条（契約の目的）

事業所は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう適切なサービスを提供し、利用者には事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことを目的とします。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、
 年 月 日 から 年 月 日 までとします。
 契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 利用者が、契約満了の1ヶ月前までに、事業所に対して文書等により契約終了の申し出がない場合、且つ、利用者が要介護認定の更新で要介護と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（訪問リハビリテーション実施計画）

事業所は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画の内容に沿って訪問リハビリテーション実施計画書（以下、「ケアプラン」という）を作成します。事業所は、この内容を利用者及び家族に説明し、文書を発行します。

第4条（サービスの内容）

1. 利用者が提供を受けるサービスの内容は、重要事項説明書に定めたとおりです。
2. 事業所は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、ケアプランに沿って、重要事項説明書に定められた内容のサービスを提供いたします。また、事業所は、サービスの提供にあたりその内容について利用者及び家族に説明します。
3. 第2項の従業者とは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士です。
4. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業所は可能な限り利用者の希望に添ったサービスの提供に努めます。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業所は、サービスの実施ごとにサービス提供記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の発行を受けることができます。なお、複写物に係わる費用として1枚につき10円（非課税）の実費を負担します。

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 料金のお支払いは、原則口座自動引落となります。
毎月10日以降に、引落額の通知と、入金が確定された分の領収書をご自宅に郵送いたします。
引落は、毎月17日です。17日が土日祝日の場合は、翌銀行営業日となります。

第7条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、原則として利用者とは別生計の方とします。
2. 連帯保証人は、利用者とは連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
3. 前項の連帯保証人の負担は、極度額100,000円を限度とします。
※「極度額」とは連帯保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる額をいいます。

4. 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡した時に確定するものとします。
5. 連帯保障期間は、債務が消滅するまでの期間とします。
6. 連帯保証人の請求があった時は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用者等の支払い状況や滞納金の額、損害補償の額等、利用者の全ての債務額等に関する情報を提供いたします。
7. 連帯保証人が変更となる場合、すみやかに申告してください。

第8条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業所に対して、サービス提供日の前営業日の午後5時まで（前営業日までに祝日でない土曜日がある場合は、土曜日の午後0時30分まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 事業所は、第1項以外の時間に中止を申し受けた場合においても、キャンセル料は徴収いたしません。

第9条（料金の変更）

1. 事業所は、利用者に対して、1か月前までに文書で通知することにより重要事項説明書に定める利用料又はその他の利用料の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 事業所は、料金を変更する場合、事前に新たな料金に基づく重要事項説明書により利用者及び家族へ説明をし、同意を得るものとします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
4. 介護保険法改正に伴う料金の変更については、重要事項説明書第8項（利用料、その他の費用の額）の(1)、(2)を更新した改定料金表により利用者へ通知します。

第10条（契約の解除）

1. 利用者は、事業所に対して、1か月の予告期間において文書等で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変又は急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1か月の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書等で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業所が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業所が利用者又は家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業所が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス使用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合
 - (2) 利用者又は家族が、事業所やサービス従事者、又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

第11条（秘密保持）

1. 事業所は、利用者及び家族に係る個人情報について、一般財団法人太田総合病院個人情報保護規程により適切に取り扱います。
2. 事業所従業者、一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院従業者又は同従業者であった者は、在職中はもとより退職後も、サービス提供の上で知り得た利用者又は家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
3. 事業所は、利用者又は家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いませぬ。

第 12 条（賠償責任）

1. 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、誠意をもって対応し利用者に対してその損害を賠償します。
2. 事業所は、第 1 項の発生を確認した場合は、速やかに市町村にその旨報告し、必要な措置を講じます。

第 13 条（事故発生の防止、事故発生時の対応）

1. 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
2. 事業所は、利用者に対し、サービス提供による事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を採るとともに、医師、家族及び管轄する市町村に対して連絡を行う等の適切な対応に努め、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。また、事故に至る危険性がある事態が生じた場合は、その事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底します。

第 14 条（安全管理体制等の確保）

事業所は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の対応を予め定めます。

第 15 条（地域との連携）

事業所は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉サービス及びその他のサービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第 16 条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時又は利用者若しくは家族から提示を求められた場合は、随時提示します。

第 17 条（相談、苦情処理）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応するために常設の窓口を設置し、サービス提供に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第 18 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 19 条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名捺印又は記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結年月日： 年 月 日

(この個人情報は、一般財団法人太田綜合病院個人情報保護規程により適正に取り扱われます)

利用者	住所		電話 ()	
	利用者氏名			Ⓜ
	家族	住所		電話 ()
		家族氏名		
利用者との続柄				

連帯保証人

氏名	Ⓜ	利用者との関係	
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	年齢	歳
住所			
電話	(自宅) — —	(携帯)	— —

地域福祉権利擁護事業における生活支援員又は成年後見制度における補助人、保佐人若しくは成年後見人

住所	電話 ()
氏名	Ⓜ

事業所	介護保険事業所番号：0710310947	医療機関コード：0310947	
	住所 福島県郡山市熱海町熱海五丁目240番地		電話 024 (984) 0088
	代表者 一般財団法人太田綜合病院 附属 太田熱海病院 病院長 丹 治 雅 博 Ⓜ		